第9340号

公報

私

些

恒

高知県人事委員会規則

改正する規則

髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 月

 高
 知
 力
 力

 一
 丁
 目
 2
 0

 乗
 折
 日

 毎
 ほ
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

告	示			^	ページ
\subset)生活保護法及び中国残留邦人等の円滑				
	な帰国の促進及び永住帰国後の自立の				
	支援に関する法律による介護機関の指				
	定	(福祉	止指導調	具)	1
\subset)生活保護法及び中国残留邦人等の円滑				
	な帰国の促進及び永住帰国後の自立の				
	支援に関する法律による指定介護機関				
	の事業の廃止の届出	(")	1
)牛のヨーネ病の発生	(畜産	全振興 調	具)	2
)保安林の指定予定の通知(18件)	(治)	山林道調	具)	2
	漁船損害等補償法による同意を求める				
	ための事前届出 (2件)	(漁業	業管理 調	具)	5
0	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災	災砂防調	具)	5
	〕道路の区域変更	(道	路調	具)	6
	〕道路の供用開始	(")	6
\subset	海岸法により保管した所有者不明の物				
	件の返還	(港湾	弯・海岸	幸	
		課)			6
公	告				
)特定非営利活動法人の定款変更認証の				
	申請	(県国	民生活・		
		男生	女共同参	\$	
		画記	果)		
		⟨5 ⋅	• 10掲示	₹⟩	6
)特定非営利活動法人の設立認証の申請	(")	
		⟨5 ⋅	• 11掲示	$\vec{\epsilon} \rangle$	7
)土地改良区の役員の就退任	(農業	美基盤 調	長)	7
)都市計画の変更の図書の縦覧(5件)	(都下	 十計画調	長)	7
高知	中県公営企業局管理規程				
(0	高知県公営企業局職員就業規程の一部	を改工	Eする規	程	8
_	中県公安委員会告示		//		
)技能検定員審査及び教習指導員審査の	実施			8
_					

◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を

◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

○落札者等のな	公告	(危機管理・	
		防災課)	10
\bigcirc "		(総務事務セ	
		ンター)	10
	告	示	
	П	*3*	

高知県告示第290号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

指定年月日	事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地 並びにサービスの種類
平成23年 2 月 1 日	株式会社美空 南国市十市1524番地 2	デイサービスみそら山田 香美市土佐山田町秦山町 三丁目16番2 通所介護 介護予防通所介護
平成23年 4 月19日	社会福祉法人梼の木 福祉会 四万十市右山1973番 地 6	居宅介護支援事業所虹の 丘 四万十市右山1973番地 8 居宅介護支援事業

高知県告示第291号

9

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

廃止年月日 事業者の名称及び主 事業所の名称及び所在地 たる事務所の所在地 並びにサービスの種類

平成22年3 月31日	佐川町病院事業管理 者 高岡郡佐川町甲1687	佐川町デイサービスセン ターさくら荘 高岡郡佐川町甲1688-1 通所介護及び介護予防通 所介護
平成22年 5 月31日	有限会社メディファ 須崎市大間東町1- 8	有限会社メディファ長山 薬局落合店 須崎市多ノ郷字浜田甲 5748-2 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指 導
平成22年 7 月31日	株式会社サンケア土 佐 高知市鴨部一丁目10 -27	デイサービスみんなの家 南国市廿枝1597 通所介護 介護予防通所介護
平成22年 8 月 1 日	社会福祉法人ふるさ と自然村 南国市岡豊町中島 1535番地	高知黒潮ケアセンター 須崎市東糺町 1 -20 訪問介護 介護予防訪問介護
平成23年 3 月31日	有限会社沙羅 四万十市中村京町一 丁目12番地 1	ヘルパーステーションひ なげし 四万十市安並1696-1 通所介護 介護予防通所介護
11	n	ヘルパーステーション沙 羅 四万十市有岡1727-1 訪問介護 介護予防訪問介護
II .	社会福祉法人黒潮福 祉会 四万十市中村京町一 丁目12番地1	居宅介護支援事業所かしま 幡多郡黒潮町佐賀3177 訪問介護 介護予防訪問介護
平成23年 4 月30日	有限会社沙羅 四万十市中村京町一	居宅介護支援事業所沙羅 四万十市中村京町一丁目

斑

	丁目12番地1	12番地 1 居宅介護支援事業
II	株式会社CIJウェ ーブ 四万十市具同田黒三 丁目8番10号	居宅介護支援事業所あかね 四万十市具同田黒三丁目 8番10号 居宅介護支援事業

高知県告示第292号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法 律第166号)第13条第4項の規定により次のとおり告示する。 平成23年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処分
2頭	長岡郡本山町	平成23年 5 月10日	殺処分

高知県告示第293号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 南国市黒滝字トンバガナロ22、23の1、317、318の1、319 の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び南国市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第294号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

香美市土佐山田町繁藤字東トチ谷868、869、1897の1、1899 から1901まで、1902の1から1902の5まで

- 2 指定の目的
 - 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第295号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 香美市物部町久保和久保字ヒカリ石376、386(次の図に示す部分に限る。)、387、388
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ヒカリ石376・386から388まで(以上4筆について次 の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第296号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 長岡郡大豊町葛原字ナカノ2331の2、2331の3
- 2 指定の目的
- 水源のかん養 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第297号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 十佐郡十佐町南川字細野1975の3
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字細野1975の3 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第298号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所 土佐郡大川村朝谷字中ノ谷145の1 (次の図に示す部分に限 る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字中ノ谷145の1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第299号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町下八川字ドヲガタニ甲3298のイ、甲3298のロ、 甲3299、甲3300

2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ドヲガタニ甲3298のイ・甲3299・甲3300 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第300号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町清水下分字櫻ノ平280、字藤ノ峠1924
- 2 指定の目的 +砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字櫻ノ平280(次の図に示す部分に限る。)、字藤ノ峠 1924(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第301号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町上八川下分字目ノトヲ10902、10904から10907 まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字目ノトヲ10902・10904から10907まで(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第302号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡仁淀川町岩戸字シタイナキノ畝1188、1200、1204、3425の3、3431の1、3434、字軸ケ瀧1388

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字シタイナキノ畝3431の1 (次の図に示す部分に限 る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第303号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 吾川郡仁淀川町別枝字矢柱2663の9、字ヲカゲ山2667の22
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字矢柱2663の9 (次の図に示す部分に限る。)、字ヲカ ゲ山2667の22 (次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第304号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡仁淀川町用居字タルノシタ丙877、丙879の1、字奥出 丸甲1549

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字タルノシタ丙877・丙879-1 (以上2筆について次の 図に示す部分に限る。)、字奥出丸甲1549 (次の図に示す

部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第305号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡仁淀川町川渡字地吉12657、12658、12659の1、12660の1、12661、12662の1

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字地吉12657・12658・12659の1・12660の1 (以上4筆 について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第306号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡津野町桑ケ市字船板床2007の14、2007の23から2007の28まで、2007の32、字粟尻2010、2011

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第307号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 下直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡津野町烏出川字灰床39の1、字サガリ松4141・4146の2・4150の3 (以上3 筆について次の図に示す部分に限る。)、4135、4139の2、4150の5、4150の8、字祝へ松4165の2

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第308号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の

規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡四万十町木屋ケ内字東大畑山684の12、684の27、684 の37

- 2 指定の目的
 - 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第309号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町江師字大坂778の28、字小石ノミネ795の77、 795の81

- 2 指定の目的
 - 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第310号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡四万十町打井川字中谷口1633の40、1633の46、字札松1636の15、字鷹ノス1638の1、1638の4、1638の10、字東谷1639の14、字中谷1641の10、1641の12

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興
- ・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第311号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町

徳 弘 秀 治 山 岡 勝 彦

..

中野健志

(2) 加入区の名称 安満地加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 - すくも湾漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間

平成23年5月20日から同年6月3日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合安満地支所事務所

高知県告示第312号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

安芸郡芸西村

善万修身渡辺日出夫安岡信一

(2) 加入区の名称

芸西加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同 組合の名称

高知県漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間

平成23年5月20日から同年6月3日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合芸西支所事務所

高知県告示第313号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律 第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を 急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中 央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

- 佐川町桂(追加)
- (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
30	高岡郡佐川町字今田	丙428
31	11 11 11	丙432-2
32	〃 〃 字山崎畑	丙446-1

(2) 区域

平成20年9月高知県告示第586号で指定した高岡郡佐川町 柱急傾斜地崩壊危険区域内(以下「586号区域」という。)

に存する標柱19と標柱30を直線で結んだ線、標柱30から標柱32までを順次に直線で結んだ線、標柱32と586号区域に存する標柱20を直線で結んだ線及び586号区域に存する標柱20と586号区域に存する標柱19を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

2 佐川町立野

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号			地番		
1	高岡	郡佐川	丙6725		
2	"	"	IJ		丙6723-1
3	"	IJ	字大岩谷		丙6789
4	"	"	字岩ノ越		丙6803
5	"	"	字岩ガ端		丙4121
6	"	"	IJ		丙4122-2
7	"	"	字中畝先		丙4073

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線、標柱6と7を 町道立野線に沿って結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ 線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第314号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

	区	間	変見後の	更前り別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	四万十市川登郎山3512番 四万十市川登	1から		A	5.0	270

236番1まで	前		15. 0	
四万十市川登字京次 郎山3512番 1 から 四万十市川登字後田 200番 3 まで	FI)	В	6. 0	320
四万十市川登字京次 郎山3512番1から 四万十市川登字尾花 236番1まで		Α	5. 0	270
四万十市川登字京次 郎山3512番1から 四万十市川登字後田 200番3まで	後	В	13. 0	320
四万十市川登字立バイ5番3から 四万十市川登字尾花 236番1まで		С	11. 0	82
四万十市川登字立バ イ5番1から 四万十市川登字南立 バイ10番1まで		D	16. 0	152

高知県告示第315号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

供	用	開	始	区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
1 地名	売か 十市	ら 川登			75番 240番	184	平成23年 5 月20日

高知県告示第316号

海岸法(昭和31年法律第101号)第12条第4項の規定により所有者不明の物件を除去し、又は除却させ、当該物件を保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、平成23年9月4日までに当該物件の返還を受けることができる。

平成23年5月20日

海岸管理者

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保管した物件の名称又は種類、形状及び数量 FRP船1隻(船名不明、282-08377)
- 2 保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した 日時

高知港海岸 高知市タナスカ地先 平成23年3月5日午前9時

- 3 物件の保管を始めた日時及び保管の場所 平成23年3月5日午前11時 高知市種崎宇久方871番地
- 4 所有者等の行うべき措置

物件の所有者等は、期限までに高知県高知土木事務所の指示 に従い、当該物件の返還を受けること。

5 海岸管理者の措置

海岸管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、海岸 法第12条第6項の規定に基づく売却又は同条第7項の規定に基 づく廃棄を行うものとする。

6 問い合わせ先

高知市稲荷町11番26号 高知県高知土木事務所港湾管理課プレジャーボート対策班(電話番号088-882-8171)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の 規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があっ たので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に より次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年5月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年5月10日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

申請の	7=7.24.4. 71 = 117=71 = 11101711 7 1						
あった 年月日	名称	定款に記載された目的					

cO

		氏名		事務所 の所在 地	
平成23 年 5 月 10日	特営動 N いの郷	岡崎司	惠	四万十 市西大宫 594番 地3	この法人は、高齢者、並びに障害者(児)をはじめ地域住民に対して、介護予防や生活と健康生きがいに資する活動、地域経済の活性化に関する事業、広報活動に関する事業等を行い、もって公益を増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の 規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったの で、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年5月11日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年5月11日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

申請のあった	申請に係る特定非営利活動法人			
年月日	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成23 年 5 月 11日	特営動黒城支隆	村越竹見	四市大六二9 9 号	この法人は、地域社会で高齢者や障害化会生活ができる社会の実力を図るため、高齢者等の障害児・障害者等のででは、生活支援、生活支援、生活支援、対領を関する事業を行い、地域の人々の福祉の向上に寄与することを

| 的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中村市大用土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年5月20日

		Ī	高知県知事	尾﨑 正直
役名	氏 名	住	所	
(退任)				
理事	後藤 寛	四万十市大用	629 - 2	
JJ	伊勢脇精藏	"	521	
"	西川 雅彦	"	674	
"	沖屋 和	"	700 - 6	
"	西村 悦男	"	274	
"	伊勢脇國男	" 住次良	₿1349— 2	
監事	坂本 光謙	"	1330	
"	伊勢脇 猛	ッ 大用	562 - 7	
(就任)				
理事	後藤 寛	四万十市大用	629 - 2	
"	伊勢脇精藏	"	521	
"	森本 深	"	700 - 33	
"	沖屋 和	"	700 - 6	
"	西村 悦男	"	274	
"	伊勢脇國男	ッ 住次良	ß 349-2	
監事	平野 正	ッ 大用	261	
"	伊勢脇 猛	"	562 - 7	
~~				.0000

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 都市計画の種類

高知広域都市計画道路 (7・7・10号高架側道2号線及び7・7・15号高架側道7号線)

2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び高知市役所都市建設部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 都市計画の種類

高知広域都市計画地区計画 (鷹匠町西地区計画)

2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び高知市役所都市建設部都市計画 課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 都市計画の種類

高知広域都市計画地区計画(大津ひなたタウン地区計画)

2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び高知市役所都市建設部都市計画

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により安芸市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 都市計画の種類

安芸都市計画公園 (大山岬公園)

2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び安芸市役所財産管理課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により安芸市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写し

を公衆の縦覧に供する。 平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 都市計画の種類

安芸都市計画下水道 (安芸市公共下水道)

2 縦覧場所

高知県十木部都市計画課及び安芸市役所財産管理課

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年5月20日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第10号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程(昭和28年高知県電気局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「施設に」を「施設、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第19条第3号に掲げる事業(以下この号において「保護者等相互援助事業」という。)における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービスを行う事業(以下この号において「児童デイサービス事業」という。)若しくは同法第77条第1項に規定する市町村の地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所に、」に、「により育成される」を「、保護者等相互援助事業、児童デイサービス事業、日中一時支援事業又は教育支援活動促進事業を利用する」に、「赴く」を「卦き、又は見送るため卦く」に改める。

附則第2項中「第4条第2項本文」を「第5条第3項」に、 「局長」を「公営企業局長」に改め、附則に次の1項を加える。 (東日本大震災に伴う特別休暇に関する特例)

3 平成23年12月31日までの間において、東日本大震災(同年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の被災者を支援する活動を行う場合における第30条第1項の表の19の項の規定の適用については、同項の表の19の項中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。)の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118

号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日)」とする。

附 則

この規程は、平成23年5月20日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第11号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則 第3号)第2条(同規則第10条第2項において準用する場合を含 む。)の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次の とおり実施する。

平成23年5月20日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 1 審査の種類、期日及び場所
- (1) 審査の種類

技能検定員審査等に関する規則(以下「規則」という。) 第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習 指導員審査を次の区分に応じて行う。

- ア 大型自動車免許及び中型自動車免許(以下「大型自動 車免許等」という。)
- イ 普诵自動車免許
- ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動 二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」とい う。)
- エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普 通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」 という。)
- (2) 審査の期日

平成23年6月23日(木)及び24日(金)

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

- 2 審査の申請手続に関する事項
 - (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査 申請書を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許が表示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第 2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれ かに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該 各号に該当する者であることを証明する書面を添付することと

- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習 指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の 資格者証を提示すること。
- ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資 格者証
- イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資 格者証
- ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資 格者証
- エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資 格者証
- オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又 は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
- カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又 は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
- 3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項
 - (1) 技能検定員審査の方法等

審査項目	審査細目	審查方法等
大車等自許定免能関能 動許通免特種技に技	技能検定員として 必要な自動車の運 転技能 自動車の運転技能 に関する観察及び 採点の技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動 車免 等、普通 自動車の 音動車が 定第一種	教則の内容となっ ている事項 自動車教習所に関 する法令について	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95

∞

免許の技能検定に	の知識	パーセント以上の成績で ること
関する知・識	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の記試験により行うもの
	自動車の運転技能 の評価方法に関す る知識	し、その合格基準は、そ ぞれ95パーセント以上の 績であること。
大型自動 車第二種 免許等の 技能検定 に関する 技能	技能検定員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じ行うものとし、その合格 準は、90パーセント以上 成績であること。
	自動車の運転技能 に関する観察及び 採点の技能	実技試験により行うも とし、その合格基準は、 パーセント以上の成績で ること。
大型第二年 東第二年 東新 東 大 世 関 は 関 は 関 は は 関 は は は は は は は る は る は る	旅客自動車運送事 業及び自動車運転 代行業に関する法 令についての知識	論文式、択一式、補完 又は正誤式の筆記試験に り行うものとし、その合 基準は、論文式のものに っては85パーセント以上 その他のものにあっては パーセント以上の成績で ること。
	自動車の運転技能 の評価方法に関す る知識	論文式の筆記試験によ 行うものとし、その合格 準は、95パーセント以上 成績であること。

審査項目	審査細目	審查方法等
大型自動 車 免 普通 自動車免	教習指導員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、85パーセント以上の 成績であること。
許及び特 定第一種	技能教習(自動車	実技試験又は面接試験に
免許の教	の運転に関する技	より行うものとし、その合

習に関する技能	能の教習をいう。 以下同じ。)に必 要な教習の技能	格基準は、それぞれ80パー セント以上の成績であるこ と。	
	学科教習(自動車 の運転に関する知 識の教習をい う。)に必要な教 習の技能		
大型自動 車 免 許 等、普通 自動車免 許及び特	教則の内容となっ ている事項その他 自動車の運転に関 する知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、	
定第一種 定第一種 発許の教 習に関す る知識	自動車教習所に関 する法令について の知識	その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。	
MI HV (P.	教習指導員として 必要な教育につい ての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。	
大型自動 車第二種 免許等都 技能教習 に関する	教習指導員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、85パーセント以上の 成績であること。	
技能	技能教習に必要な 教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。	
大型自動 車第二種 免許等の 技能教習 に関する 知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転 代行業に関する法 令についての知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。	

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員(大型自動車免許等24,700円、普通自動車免 許20,500円、特定第一種免許14,100円、大型自動車第二種 免許等22,450円)
- イ 教習指導員(大型自動車免許等15,650円、普通自動車免 許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種 免許等13,300円)

4 その他

詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教 習所係(電話番号088-893-1221内線372)に問い合わせること。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

平成23年5月20日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第16号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改 正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県 人事委員会規則第47号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「施設に」を「施設、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第19条第3号に掲げる事業(以下この項において「保護者等相互援助事業」という。)における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービスを行う事業(以下この項において「児童デイサービス事業」という。)若しくは同法第77条第1項に規定する市町村の地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所に、」に、「により育成される」を「、保護者等相互援助事業、児童デイサービス事業、日中一時支援事業又は教育支援活動促進事業を利用する」に、「計く」を「計会、又は見送るため計く」に改める。

附則第2項の前の見出し及び附則第3項から第6項までを削り、附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「(以下「旧規則」という。)」及び「(以下「新規則」という。)」を削り、附則に次の1項を加える。

(東日本大震災に伴う特別休暇に関する特例)

3 平成23年12月31日までの間において、東日本大震災(同年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の被災者を支援する活動を行う場合における第13条第1項の表の19の項の規定の適用については、同項の表の19の項中「地震、暴風雨、噴火等により相

တ

当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災(平成23 年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原 子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同 じ。)の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震 災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは 「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118 号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)内に おいて、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日) | とす

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を 改正する規則をここに公布する。

平成23年5月20日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第17号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の 一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6 年高知県人事委員会規則第48号)の一部を次のように改正する。 附則第2項の前の見出し及び附則第3項から第6項までを削

り、附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中 「(以下「旧規則」という。)」及び「(以下「新規則」とい う。) 」を削り、附則に次の1項を加える。

(東日本大震災に伴う特別休暇に関する特例)

3 平成23年12月31日までの間において、東日本大震災(同年3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力 発電所の事故による災害をいう。)の被災者を支援する活動を 行う場合における第12条第1項の表の19の項の規定の適用につ いては、同項の表の19の項中「地震、暴風雨、噴火等により相 当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災(平成23 年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原 子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同 じ。)の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震 災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは 「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118 号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)内に おいて、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日) | とす

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

平成23年5月20日

高知県人事委員会規則第18号

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部 を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高 知県人事委員会規則第49号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「施設に」を「施設、児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) 第19条第3号に掲げる事業(以下こ の項において「保護者等相互援助事業」という。) における相互 援助活動を行う場所、障害者自立支援法(平成17年法律第123 号) 第5条第7項に規定する児童デイサービスを行う事業(以下 この項において「児童デイサービス事業」という。) 若しくは同 法第77条第1項に規定する市町村の地域生活支援事業のうち日中 一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・ 家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放 課後等における学習その他の活動を行う場所に、」に、「により 育成される」を「、保護者等相互援助事業、児童デイサービス事 業、日中一時支援事業又は教育支援活動促進事業を利用する」 に、「赴く」を「赴き、又は見送るため赴く」に改める。

附則第2項の前の見出し及び附則第3項から第5項までを削 り、附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中 「(以下「旧規則」という。)」及び「(以下「新規則」とい う。) 」を削り、附則に次の1項を加える。

(東日本大震災に伴う特別休暇に関する特例)

3 平成23年12月31日までの間において、東日本大震災(同年3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力 発電所の事故による災害をいう。)の被災者を支援する活動を 行う場合における第12条第1項の表の19の項の規定の適用につ いては、同項の表の19の項中「地震、暴風雨、噴火等により相 当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災(平成23 年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原 子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同 じ。)の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震 災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは 「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118 号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)内に おいて、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日) | とす

この規則は、公布の日から施行する。

----落 札 公 告 _____

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号) 第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 平成23年度高知県総合防災情報システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県危機管理部危機管理・防災課 高知市丸ノ内一丁目 2 番20号
- 3 落札者を決定した日 平成23年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所 西日本電信電話株式会社高知支店 高知市帯屋町二丁目5番 11号
- 5 落札金額 40.257.000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 平成23年2月10日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号) 第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す

平成23年5月20日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成23年度総務事務集中化システム運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2 番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター・四国情報管理センター株式